

特定非営利活動法人横断型基幹科学技術研究団体連合定款

平成 17 (2005) 年 10 月 14 日制定
平成 18 (2006) 年 9 月 5 日改正
平成 20 (2008) 年 9 月 10 日改正
平成 24 (2012) 年 4 月 25 日改正
平成 28 (2016) 年 10 月 12 日改正
平成 30 (2018) 年 4 月 27 日改正

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本法人は、特定非営利活動法人横断型基幹科学技術研究団体連合という。

2 本法人の略称は、横幹連合とする。

3 本法人の英文名称は、Transdisciplinary Federation of Science and Technology とする。

(事務所)

第 2 条 本法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本法人は、前項のほか、従たる事務所を大阪府吹田市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本法人は横断型基幹科学技術にかかわる学術の研究を盛んにし、またその普及をはかり、関係諸団体とも協力して学術文化の向上発展に寄与するとともに、その成果を社会に還元する活動を行うことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 本法人は第 3 条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(2) 科学技術の振興を図る活動

(3) 経済活動の活性化を図る活動

(4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第 5 条 本法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) コンファレンス、調査研究会等による横断型基幹科学技術に関する調査研究事業

(2) シンポジウム・フォーラム等による横断型基幹科学技術の普及啓蒙事業

(3) 産業界から提起される課題解決を目的とする、横断型基幹科学技術を応用したプロジェクト事業

(4) ホームページ、ニュースレター、各種報告書など、印刷物及び電子媒体による横断型基幹科学技術に関する広報事業

(5) その他、目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会員

(種別)

第 6 条 本法人の会員は、次の 2 種とし、正会員及び一般会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した学術研究団体

(2) 一般会員 本法人の目的に賛同して入会した個人

2 正会員は総会において議決権を行使する代議員 1 名を選任し、予め届け出なければならない。

(入会)

第 7 条 入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により理事会に申し込むものとし、理事会は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事会は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 一般会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (3) 正会員である団体が解散したとき。
- (4) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、未納の会費を完納した上で、理事会に退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 本法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上23名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち、1人を会長とし、2名以内を副会長とする。

(選任等)

第14条 役員は、正会員又は理事会の推薦する候補の中から、総会において選任する。

- 2 法第20条各号のいずれかに該当するものは、本法人の役員になることはできない。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又は本法人の職員を兼ねることはできない。
- 5 本法人の不偏性を保証するため、役員は所属団体とは係わりなく選出され、その活動は所属団体に拘束されないものとする。

(職務)

第15条 会長は、本法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、本法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本法人の財産の状況を監査すること。

- (3) 前2号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又は本法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。
- 5 本法人を代表する代表権は会長及び副会長がこれを保有する。

(任期等)

- 第16条** 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、最長任期は原則として4年までとする。
- 2 役員任期は、4月1日から起算する。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条** 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条** 理事が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会における理事現在数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その理事に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 監事が前項の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その監事に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第19条** 役員は、原則として無報酬とする。ただし、役員が報酬を受ける場合は、その総数の3分の1以下の範囲内でなければならない。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

(事務局及び職員)

- 第20条** 本法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。
 - 3 事務局長及び職員の任免は、理事会の承認を経て会長が行う。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を経て、会長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

- 第21条** 本法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第22条** 総会は、正会員及び一般会員をもって構成する。

(権能)

- 第23条** 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は監事の解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 会員の除名
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回、会計年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員及び一般会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、請求のあった日から 1 ヶ月以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 10 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 通常総会の議長は会長とし、臨時総会の議長は会議のつど出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員を代表する各 1 名の代議員及び一般会員の現在数の総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。ただし、第 29 条第 2 項に定める手続きをおこなった会員は、出席者とみなす。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員及び一般会員の議決権を平等に扱い、その総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 総会出席者総数の 2 分の 1 以上の議決により、新たな議決事項を追加することができる。

(表決権等)

第 29 条 各会員の表決権は、会員種別、会費額等に係わりなくすべて平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項及び第 3 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印又は署名しなければならない。
- 3 総会の議事録は、ホームページ等により全会員に開示しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、会長、副会長を含む理事をもって構成する。

- 2 監事は理事会に出席し意見を述べることができるが、表決には加わらない。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長又は副会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規程により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、第33条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、請求のあった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会は、監事を除く役員総数の2分の1以上のものが出席しなければ、議決することができない。ただし、第37条第2項に定める手続きをおこなった理事は、出席者とみなす。

- 2 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 3 理事会の議事は、監事を除く出席役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 理事会出席者総数の過半数の議決により、新たな議決事項を追加することができる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項に規定によって表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者又は表決委任者がある場合は、その数を

付記すること。)

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印又は署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 本法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 本法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第41条 本法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 本法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 本法人の会計区分は、特定非営利事業に係わる会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第44条 本法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 本法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後3か月以内に、会長が作成し、会員の異動状況書とともに、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 本法人が定款の変更しようとするときは、総会に出席した会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第52条 本法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
 - (3) 会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による認証の取り消し
- 2 前項1号の事由により本法人が解散するときは、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 本法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、本法人と類似の目的を有する公益法人に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 本法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 本法人の公告は、本法人のホームページに掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第10章 名誉会長及び顧問

(名誉会長)

第56条 本法人には名誉会長を置くことができる。

(顧問)

第57条 本法人には顧問を置くことができる。

第11章 雑則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の決議を経て、会長が別に定め、総会において報告する。

附則

- 1 この定款は、本法人の設立の日から施行する。
- 2 本法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 本法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 18 年 3 月 31 日までとする。
- 4 本法人の平成 18 年 4 月 1 日からの役員の半数の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、1 年とする。
- 5 本法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日からその翌年の 3 月 31 日までとする。
- 6 本法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 7 本法人の設立当初の入会金及び会費は、以下のとおりとする。

入会金	当面徴収しない		
年会費	正会員	当該団体の正会員数 1500 名未満	5 万円
		当該団体の正会員数 1500 名以上 3000 名未満	7 万円
		当該団体の正会員数 3000 名以上	10 万円
	一般会員	5 万円	

別表 設立当初の役員

(敬称略)

役職	氏名	所属
理事(会長)	吉川弘之	(独)産業技術総合研究所 理事長
理事(副会長)	木村英紀	(独)理化学研究所 バイオ・ミメティックコントロール研究センター 生物制御システム研究チーム チームリーダー
理事(副会長)	江尻正員	元(株)日立製作所
理事	木下源一郎	中央大学 理工学部電気電子情報通信工学科 教授
理事	舘 暲	東京大学 大学院情報理工学系研究科 教授
理事	出口光一郎	東北大学 大学院情報科学研究科 教授
理事	岡本吉晴	法政大学 大学院イノベーション・マネジメント研究科 教授
理事	鈴木久敏	筑波大学 大学院ビジネス科学研究科 教授
理事	谷江和雄	首都大学東京 システムデザイン学部 教授
理事	原田 昭	筑波大学 大学院人間総合科学研究科 教授
理事	藤井真理子	東京大学 先端科学技術研究センター 教授
理事	松永 是	東京農工大学 工学部生命工学科 教授
理事	岩岡秀人	横河電機(株) 技術開発本部 技術連携担当部長
理事	柳川 堯	久留米大学 バイオ統計センター 所長、教授
理事	石原 直	東京大学 大学院工学系研究科 産業機械工学専攻 教授
理事	木村忠正	電気通信大学 副学長、同 電子通信学部 電子工学科 教授
理事	廣田 薫	東京工業大学 大学院総合理工学研究科 教授
理事	安岡善文	東京大学 生産技術研究所 教授
理事	飯野利喜	東京大学 大学院工学系研究科 特任教授
理事	旭岡勝義	(株)社会インフラ研究センター 代表取締役
理事	福永哲夫	早稲田大学 スポーツ科学部 教授
理事	原 辰次	東京大学 大学院情報理工学系研究科 教授
理事	林 利弘	(株)日立製作所 モノづくり技術事業部 主管技師長
監事	河野宏和	慶應義塾大学 大学院経営管理研究科 教授
監事	千原國宏	奈良先端科学技術大学院大学 情報科学研究科 教授